

令和3年6月18日
国際統括官決定

文部科学省「日本のユネスコ加盟70周年記念ロゴマーク」利用規程

1. 趣旨

文部科学省「日本のユネスコ加盟70周年記念ロゴマーク」（以下「本件著作物」という）は別添に定めるとおりとし、その利用に関し必要な事項を本規程により定めるものである。

2. 管理事務

本件著作物の著作権は文部科学省が保有し、管理事務は文部科学省国際統括官付が行う。

3. 禁止事項

本件著作物を利用する者は、9（1）～（12）に定める事項に抵触してはならない。

4. 利用手続等

（1）次の各号に該当する場合は、4（2）に定める、本件著作物の利用に関する手続を要しない。

- （a）日本国政府、地方公共団体、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟及び公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターが利用する場合
- （b）報道を目的に利用する場合
- （c）日本ユネスコ国内委員会後援名義の使用について承認された行事等の申請者
- （d）公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が会員からの申請に基づき日本のユネスコ加盟70周年事業として登録した行事等の申請者

（2）本件著作物を利用しようとする者は4（1）に該当する場合を除き、利用の10日前（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに、「文部科学省『日本のユネスコ加盟70周年記念ロゴマーク』利用申請書」（別紙1）を文部科学省国際統括官宛てに提出し、本件著作物利用承認を得るものとする。

（3）4（2）に定める利用申請書（別紙1）に修正の必要がある場合は、指示に従い必ず修正し、承認を得た上で、利用するものとする。

(4) 申請した内容、又は承認された内容を変更する場合は、文部科学省国際統括官宛てに、「文部科学省『日本のユネスコ加盟 70 周年記念ロゴマーク』利用変更申請書」（別紙 2）を提出し、承認を受けなければならない。

5. 成果物の提出

利用したときは速やかに作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて利用状況を報告しなければならない。

6. 本件著作物を利用する者の責務等

本件著作物を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、文部科学省は本件著作物の利用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7. 著作権の帰属

本件著作物を利用する者は、制作した全てのアートワーク、グラフィック・レイアウトその他これらに類するものに利用した本件著作物の著作権その他の権利が文部科学省に帰属することを認めるものとする。

8. 本件著作物の利用承認の取消し

本件著作物を利用する者が、4（3）に定める本件著作物の修正指示に従わず、利用改善の要求に従わない場合には、文部科学省は当該利用者に対する利用承認を取り消すととも頒布物の回収、撤去することができる。なお、文部科学省はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

9. 本件著作物の利用に関する禁止事項

本件著作物について、次の事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 本件著作物を変更して利用する場合。
- (2) 本件著作物の目的等と著しくかい離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 利用者が本件著作物の利用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により利益及び収益を受けている又は受ける可能性のある場合。
- (6) 募金活動と結びつけて利用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして利用する場合。

- (8) 申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 利用者が実態の無い団体の場合。
- (10) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。
- (11) 本件著作物の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合。
- (12) その他、本規程の定めに適合しない場合。

10. その他

本規程に定めるもののほか、必要な事項は文部科学省国際統括官が別に定める。

図

文部科学省「日本のユネスコ加盟 70 周年記念ロゴマーク」

